

# 赤ちゃんが生まれたら

## 出生届の提出

名前はもう決まりましたか。名前はパパ・ママから子どもへの最初で最大のプレゼントです。  
名前が決まったら出生届を提出しましょう。

出生届の用紙は、通常、出産した病院等から、医師・助産師が出生証明書を記入したものが渡されます。  
出生届は子の出生地(出産した病院等の住所地)・本籍地または届出人の住所地のいずれかに、お子さんが生まれた日から数えて14日以内に提出しましょう。

### 沼津市オリジナル出生届

沼津市職員作成によるオリジナル出生届をご用意しております。お子様誕生の記念に是非ご利用ください。  
(全国の自治体にもご提出いただけます。今までの出生届も変わらずご使用いただけます。)

## 沼津市で出生届を提出する場合

**届出先** 平日8:30~17:15一市役所1階市民課5番窓口又は各市民窓口事務所  
時間外・土・日・祝日等一市役所地下守衛室

**持ち物** 出生届(出生証明書)、母子健康手帳(別冊含む)  
※1 出生届の届出人署名は、お子さんの父又は母となります。  
※2 守衛室に提出した場合は、後日、平日の8:30~17:15に市民課または市民窓口事務所へ母子健康手帳を持参し、出生届出済証明をもらいましょう。



**問合せ** 市民課 TEL 055-934-4722

## 出生届提出記念サービス

**対象** 出生届を提出された方  
**申込窓口** 出生届を提出した窓口  
**内容** 出生届を提出されたときに、希望者へ提出された出生届に市からのメッセージを添えた「出生届提出記念シート」をプレゼントします。

**問合せ** 市民課 TEL 055-934-4720



## 出産育児一時金の給付

国民健康保険に加入している方が出産したときに、出産育児一時金が給付されます。  
(職場などの健康保険に加入している方は勤務先に届出をしてください。)

**対象** 出産時に国民健康保険の加入者で出産した人  
**内容** 国民健康保険から世帯主に対して一時金50万円(令和5年4月1日時点)が給付されます。  
妊娠12週以上の出産であれば、支給の対象となります。  
一時金を、保険者から直接医療機関等へ支払うことができる「直接支払制度」があります。  
「直接支払制度」とは、一時金を事前の事務手続き無しで、出産時に50万円までの費用を医療機関等に支払わずに済む制度です。妊娠12週以上で利用を希望される方は、  
①入院等する際に保険証を提示  
②出産される医療機関等において、「直接支払制度に関する合意文書」を取り交わしてください。

下記の場合、手続きが必要となります。

- ①直接支払制度を利用したが、出産費用が一時金の範囲内だったとき(差額支給の申請)
- ②直接支払制度を利用しないとき

**申請場所** 国民健康保険課

**持ち物** 印鑑(認印)、出産した方の保険証、出産を証明するもの(母子健康手帳・出生届等)、世帯主名義の口座のわかるもの、直接支払制度に関する合意文書、出産費用の領収・明細書

**問合せ** 国民健康保険課 TEL 055-934-4725

**その他** 出産育児一時金受取代理制度・出産費に対する貸付制度もあります。

# Family Photo Studio "hico"



いのちが宿るお母さんのおなか  
 生まれたばかりのふわふわの赤ちゃん  
 子どもの成長をねがう七五三  
 一度しかない 家族の大切な晴れの日

Maternity

ファミリーフォトスタジオ ヒコは

自然光あふれる写真館で  
 みなさまの大切な日を祝う  
 お手伝いをいたします



100 Days Celebration  
 Half Birthday

ファミリーフォトスタジオ ヒコでは  
 ご家族だけの貸切で撮影を行います。  
 まわりを気にせず、リラックスした  
 良い表情を切りとります。



撮影プランのご案内

- ベーシックプラン：27,800 円より  
(お宮参り、お誕生日など)
- 七五三プラン：39,800 円より  
(着物・着付け・ヘアメイク込)
- 平日限定1時間プラン：11,000 円  
(最大1時間貸切)

ご予約／お問い合わせ

でんわ 055-955-9450  
 メール info@hico-studio.com  
 LINEid hico2015

1st Birthday



ファミリーフォトスタジオ ヒコ

沼津市三枚橋日の出町 350-7  
[hico-studio.com](http://hico-studio.com)



スタジオHP



# こども医療費助成

## 0歳から18歳まで無料

### こども医療費助成

この制度は、子どもの健やかな成長を願うとともに、  
家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。  
病気やけがなどで医療機関(歯科も含む)に通院した時の医療費(薬代も含む)と、  
入院した時の医療費(食事代も含む)を助成します。

**対 象** 通院・入院:0歳～高校3年生相当年齢  
(健康保険に加入しており、子どもの住所が沼津市にある方)

**内 容** こども医療費受給者証を健康保険証と一緒に病院などの窓口へ毎回必ず提示してください。  
受給者証は毎年10月に更新します。(9月下旬に新しい受給者証を郵送します)  
保険診療による医療費が助成されます。(保険診療外の費用は、対象外です)  
自己負担額 **無料**

**申請場所** こども家庭課(市役所1階)

**日 時** 8:30～17:15(土・日・祝日年末年始は休み)

### 受給者証の交付

#### 手続き 窓口で申請する場合

下記のものをお持ちになり、こども家庭課(市役所1階)窓口へお越しください。確認後、受給者証を発送します。

- 交付申請書
- 被保険者の印鑑(被保険者以外の方が窓口に来る場合)
- 健康保険証または資格証明書等(対象となる子どもの氏名が記載されているもの)

#### 手続き 郵送で申請する場合

下記のものをこども家庭課へ郵送してください。確認後、受給者証を発送します。

- 交付申請書(必要事項が記入・捺印されたもの)
- 健康保険証または資格証明書等のコピー(対象となる子どもの氏名が記載されているもの)

### 医療費の還付 (県外受診・受給者証を提示しないで受診したとき)

**手続き** 下記のものをお持ちになり診療から1年以内に、こども家庭課(市役所1階)窓口へお越しください。  
※郵送で申請する場合は、事前に下記までお問い合わせください。

- 健康保険証(対象となる子どもの氏名が記載されているもの)
- 印鑑
- 領収書(診察日時・診療点数などの記載があるもの)
- 同居の保護者または子ども名義の金融機関の口座が確認できるもの



#### 問合せ

こども家庭課 こども手当係  
TEL 055-934-4827



詳細は、  
市ホームページを  
ご覧ください。

## 児童手当

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している人に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

- 対 象**
- 中学校修了前(15歳到達後、最初の年度末まで)の国内に居住している児童(留学中の場合を除く)を養育している人。
  - 父母ともに児童を養育している場合は、主に所得の多い人。
  - 離婚協議中により夫婦別居中の場合は、児童と同居している人。※事実を証明する書類の提出が必要です。(単身赴任等、離婚協議中でない場合は除く。単身赴任先の住所地で手続きしてください。)
  - 家庭を離れ施設入所等している児童については、施設の設置者に対して支給します。
  - 公務員の人は、勤務先で手続きしてください。

## 支給月額

所得制限が適用され、請求者(受給者)の所得額(1～5月分の手当については前々年分、6～12月分の手当については前年分)を審査した結果により、以下のとおりとなります。

### 〈所得制限限度額未満の場合〉

- 0～3歳未満(一律)…………… 15,000円
- 3歳以上～小学校修了前(第1子、第2子)…… 10,000円
- 3歳以上～小学校修了前(第3子以降)……… 15,000円
- 中学生(一律)…………… 10,000円

### 〈所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合〉

児童の年齢や生まれた順番にかかわらず  
対象児童1人につき一律5,000円

### 〈所得上限限度額以上の場合〉

手当の支給対象外

## 手続きについて

児童手当は、市に請求手続きをして認定を受けないと受給できません。

**受付窓口** こども家庭課(市役所1階)、各市民窓口事務所

**受付時間** 8:30～17:15(土・日・祝日年末年始は休み)

**必要書類等** ● 請求者名義の預金通帳等の写し ● 請求者の健康保険証の写し(共済組合加入者のみ)

※下記については提示のみで提出は不要です。

● 請求者及び配偶者の個人番号のわかるもの(個人番号カード、マイナンバーが記載されている住民票等)

● 申請手続きに来庁される方の身元確認書類(個人番号カード、運転免許証、旅券等、顔写真付きのもの)

※その他、必要に応じて書類を提出していただくことがあります。

- 児童の出生または転入による手続きの場合は、原則として手続きの翌月から支給されます。ただし、月末に出生または転入した場合は、出生または前市区町村の転出(予定)日の翌日から15日以内に手続きをすれば、特例として出生または転入の翌月から支給されます。
- 夜間受付に出生届を提出した場合や、里帰り出産等で沼津市以外の市区町村に出生届を提出した場合も、児童手当の請求手続きを忘れずに行ってください。

## 支給方法

- 請求手続きの際に指定された請求者(受給者)名義の口座に振り込みます。
- 支給日 6月(2・3・4・5月分)、10月(6・7・8・9月分)、2月(10・11・12・1月分)の13日(土・日曜日、祝日の場合は直前の金融機関営業日)が支払日となります。
- 振込先口座の解約、変更の場合は、手続きが必要となりますので、必ずご連絡ください。

## 転居・転出の時の手続き

- 市外転出の場合は、こども家庭課窓口または各市民窓口事務所で手続き(消滅届の提出)が必要です。
- 沼津市における児童手当の支給は、転出(予定)日の属する月分までで終了となり、未支払い分があるときは、従前に指定されていた口座に振り込みます。
- 市内転居に伴い、電話番号を変更した場合は、こども家庭課または各市民窓口事務所で手続きをしてください。

## 寄附制度について

- 手当の支払いを受ける前に、手当の全額または一部を沼津市の子どもの福祉のために沼津市に寄附する旨を申し出ることができます。

## 問合せ

こども家庭課 こども手当係  
TEL 055-934-4827